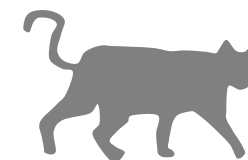


地域における福祉と司法の 連携について

伊那市社会福祉協議会
地域福祉課長 地域福祉係長
上伊那成年後見センター所長
(社会福祉士) 矢澤 秀樹

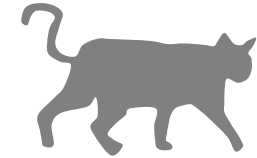
.....

本日報告する内容



1. 上伊那成年後見センターの実践について
2. 中核機関、権利擁護ネットワークについて
3. 家庭裁判所との連携について
4. 利用促進を進めるために



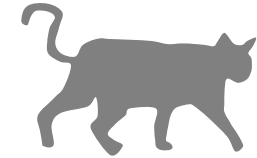


上伊那成年後見センターの 実践について

- ・8市町村(小規模自治体)による共同設置
- ・圏域内人口約17万8千人(最大65,000人、最小4,500人)



上伊那成年後見センター 運営体制



- ・8市町村でセンターを協働設置し、伊那市社会福祉協議会に委託し、**1ヶ所で圏域全体をカバー**
- ・**センター**は**2次窓口**として機能し、**1次窓口**は**各市町村行政**や**地域包括支援センター（直営）**



各市町村との協働での広域整備型 上伊那成年後見センター

自治体概要

人口 約181,000人
面積 約1,348km²
高齢化率 30.9 %



ポイント

- 8市町村が協定を結んだ上で、それぞれに委託契約を結び伊那市社会福祉協議会に「上伊那成年後見センター」を広域設置。
- 市町村が一次窓口となり、上伊那成年後見センターが二次相談窓口となる。
- 利用促進検討会を経て、**センター運営委員会**で決定し、平成31年4月に中核機関とする。
- 一次窓口と二次窓口両方を中核機関と位置づけ、機能で役割分担。
- 市民後見人を35名養成、9名が活動中（受任件数12件）。
- 伊那市社会福祉協議会が、法人後見87件、後見監督12件を受任。

各市町村社協

協力

伊那市社会福祉協議会

上伊那成年後見センター

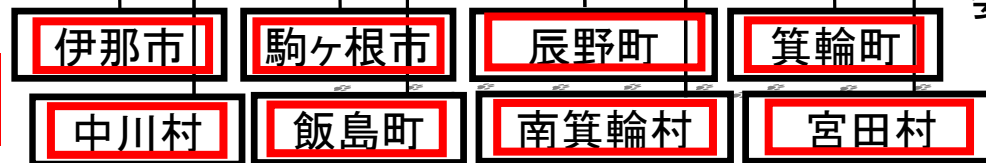
- ①広報機能
- ②相談機能(二次)
- ③利用促進機能(二次)
- ④後見人支援機能(二次)

中核機関

- ②相談機能(一次)
- ③利用促進機能(一次)
- ④後見人支援機能(一次)

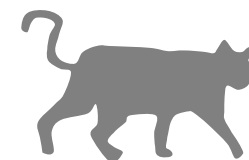
中核機関

各市町村が委託



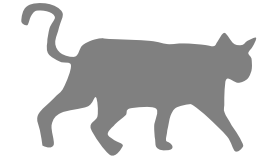
協議会: 各市町村協議会、上伊那全体協議会を整備

事業内容(主なもの)



- (1) 成年後見制度、権利擁護の研修・啓発
- (2) 成年後見・権利擁護相談
- (3) 第三者後見人の紹介、斡旋
- (4) 法人後見の受任
- (5) 親族後見人等への支援
- (6) 後見監督人の受任
- (7) 市民後見人の育成(平成26年度～)
- (8) 上伊那全体協議会の開催(平成31年度～)



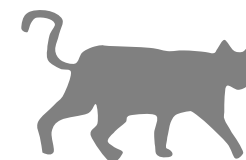


中核機関、ネットワークについて

- ・市町村及び圏域中核機関での後見人等への支援
- ・適切な候補者の推薦
- ・市町村と圏域全体の重層的な権利擁護ネットワーク



中核機関の設置パターン



- 1 「直営」整備
- 2 「直営+一部委託」による整備
- 3 単独市町村が「委託」による整備
- 4 複数市町村が「広域」で委託
- 5 その他

A: 機能分散型 B 緩やかな連携型

広域+機能分散型



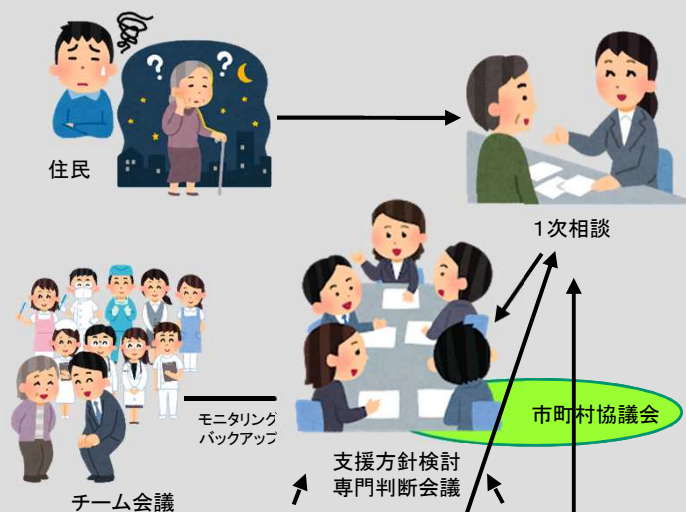
中核機関の業務分担イメージ

中核機関

市町村担当部局

連携

上伊那成年後見センター



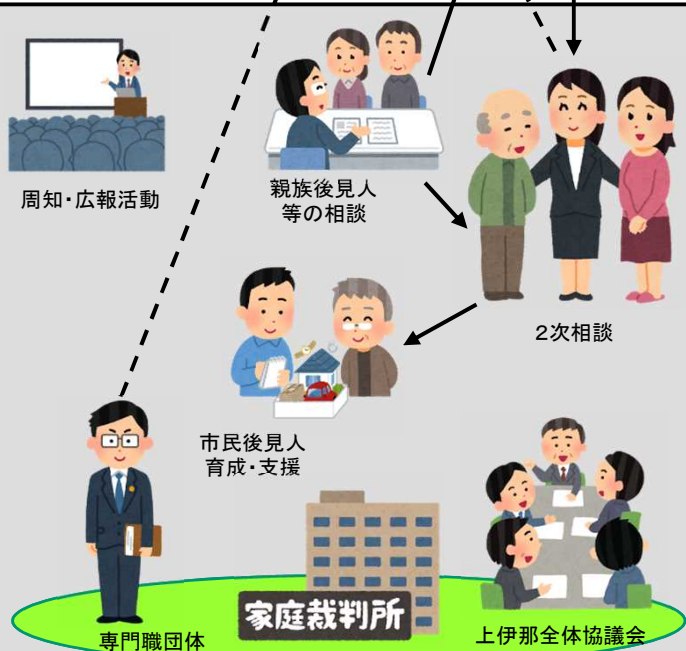
○ 1次相談窓口(総合相談)

- 権利擁護アセスメント・ニーズ見極め
- 支援方針検討、首長申立ての検討
- 親族等の申立てに関わる相談・支援
- 適切な候補者推薦(検討専門判断会議等の活用)

- チーム会議、モニタリング、バックアップ
- 市町村協議会

○ 親族後見人等の相談窓口(総合相談)

○ 任意後見監督人選任の助言(チーム支援)



○ 2次相談窓口(専門相談)

○ 研修・講演会等による周知・広報

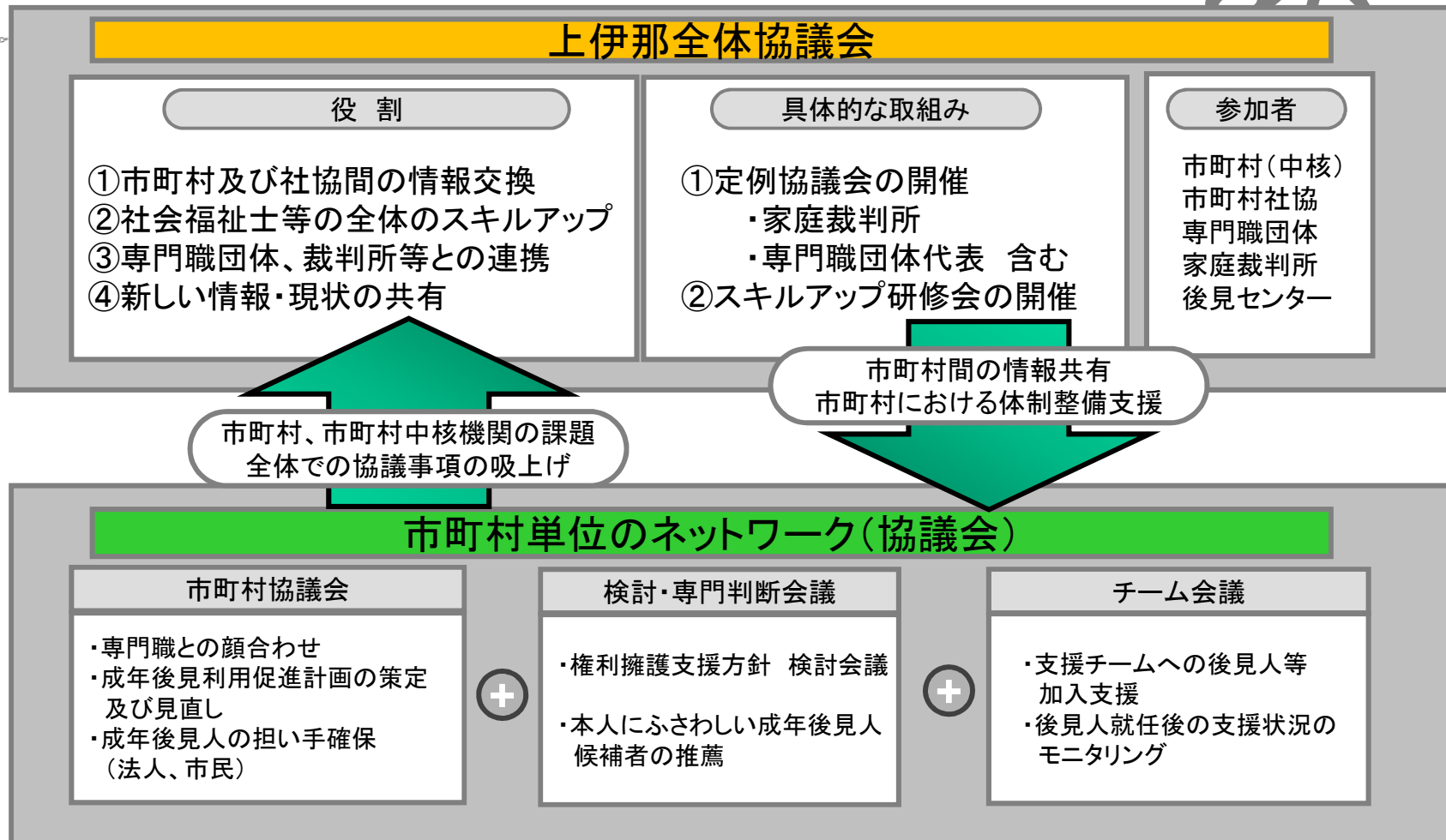
- 適切な候補者推薦(審査会等の活用)
- 親族等の申立てに関わる相談・支援
- 市民後見人の育成・活動支援

- 親族後見人等の相談窓口(専門相談)
- 家庭裁判所との連絡調整
- 報告書類等作成支援

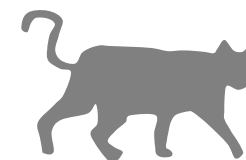
○ 上伊那全体協議会の開催

○ 任意後見監督人選任の助言(専門相談)

重層的な地域連携ネットワーク

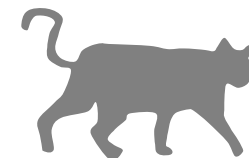


令和3年度 各市町村における 成年後見制度利用促進体制



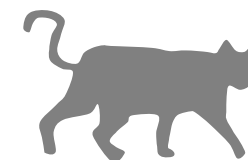
市町村名	人口	市町村 中核機関	市町村協議会の開催		制度利用促進計画				
			開催中	開催 検討中	策定済み		R3年度策定予定		計画名
					単独策定	既存計画	単独策定	既存計画	
伊那市	65,487	福祉相談課 相談支援係	○			○			伊那市地域福祉計画
駒ヶ根市	31,691	地域保健課 地域ケア係	○			○			介護保険事業計画・ 障がい者基本計画
辰野町	18,394	保健福祉課		○		○			辰野町地域福祉計画
箕輪町	24,772	福祉課	○			○			総合福祉計画
飯島町	9,015	健康福祉課		○		○			地域福祉計画
南箕輪村	15,733	健康福祉課	○					○	地域福祉計画
中川村	4,547	保健福祉課		○				○	中川村障害者計画
宮田村	8,583	福祉課 福祉係		○		○			介護保険事業計画

中核機関としての課題 1



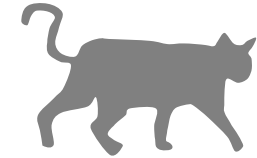
- 中核機関を担う福祉担当部署の業務の多様さと、人員の少なさ（小自治体ほど）
- 高齢者虐待防止センター等権利侵害対応部署と兼務のため、待った無しの緊急ケース対応が業務を圧迫している

中核機関としての課題 2



- 後見人支援については、**後見人の情報把握**が難しい
- 一方で、情報を把握できたとしても、**被後見人のニーズが表出されない**と支援に結びつかない
- 後見人支援は**ケアチーム支援の一環**として行わないと難しい

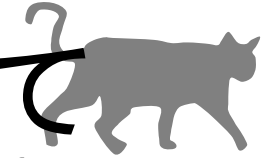




家庭裁判所との連携について

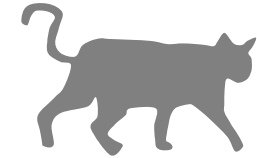
- ・利用促進法の施行により、身近な存在になった
- ・受任調整や後見人への監督について

利用促進法後施行後の 家庭裁判所との連携について



- 地域の後見人等の状況を気にかけてくれるようになった(相談できる関係でいて欲しい)
- 協議体へ参加し、**情報交換等ができる関係性ができた**(中立及び監督的な立場は崩すものではないが)
- 裁判所が身近になってありがたい反面、**家庭裁判所は後見人にとって、最後の砦**でもあり、**監督者**であって欲しい

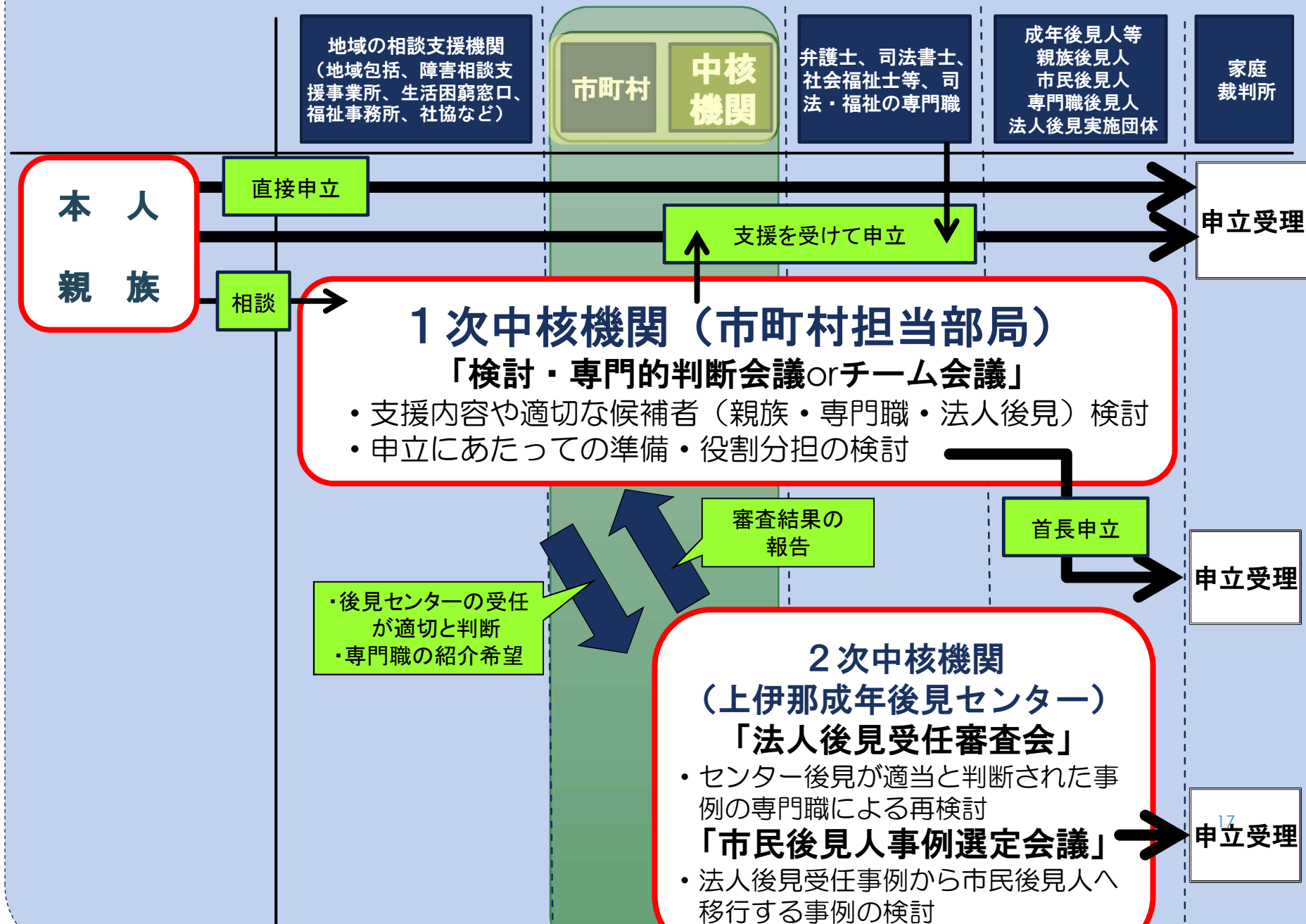
受任調整について



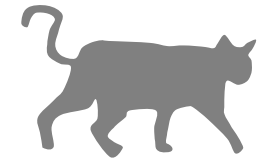
- 「受任調整(機能)にかかる費用は裁判所が支出してくれるのですか？」(協議会での発言より)
- 親族が専門職の力を借りながら、単独で申し立てを行うケースも多数あり、中核機関で全件マッチングする必要性は感じていない
- 福祉的な視点からすると、相談者の力(自助)を削いでしまう可能性も



1次窓口と2次窓口における適切な候補者推薦のための役割整理



相談援助職が考える支援



- クライエント(被後見人等)が望んでいる(訴えがある)場合に、支援に入る(関わる)ことができる
- 「支援」≠「指導」や「監督」。権限を持っているわけではなく、クライアントを中心に関わる
- 後見監督は市町村では難しい(行政は被後見人や後見人等に身近すぎる)

後見人から、例えばこんな相談を受けたら・・・

国研修資料
より

- ① 介護用ベッドが30万円するが、購入して良いか？
- ② 本人が「年末恒例の庭の植木の剪定をして欲しい」と言っている。10万円使ってよいか？
- ③ 本人の孫が大学に進学するにあたり、お祝い金を20万円使って良いか？元氣な頃に、他の孫に20万のお祝い金をあげている。
- ④ 本人は旅行が趣味である。旅行に連れて行ってあげたいが、同行する私の旅行代金も、本人の財産から支払ってよいか？
- ⑤ 本人が有料老人ホームに入りたいと言っている。自宅を売却した代金を費用に充てようと思っているが、自宅を売却してよいか？

財産の活用 → 原則として後見人が支出の必要性和相当性を判断する必要かつ相当な支出は、後見人の裁量の範囲内。

①～④は、本人の意思、心身の状況、生活の状況、支援の状況や財産の総額を踏まえつつ、最終的には、後見人が支出の必要性和相当性を判断することになる。

※家庭裁判所の許可を要する事項

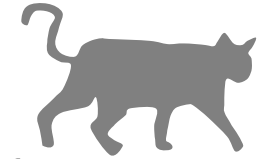
⑤は、居住用不動産の処分に当たるため、家庭裁判所の許可が必要

中核
関に
おけ
る
対
応

中核機関は、意思決定支援を踏まえた後見事務となるよう、ガイドラインを基に、個々の状況を踏まえ、チームの支援を行う

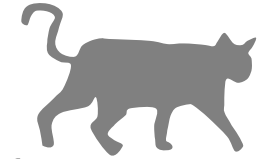
善管注意義務違反、身上配慮義務違反、利益相反行為に当たるおそれがあると考えられる場合

※ 後見人の裁量の範囲内か、範囲外か迷う場合
→ 家庭裁判所や専門職を入れた事例検討で相談の上、組織対応を行う。



利用促進を進めるために

共生社会の実現に向けた 権利擁護体制



- 「権利擁護」＝**どの分野でも共通...**

- ＞ **推進担当(中核機関)**を決める

権利侵害に対する部署はあるけれど...

- 各機関縦割りを無くす「**横ぐし**」として

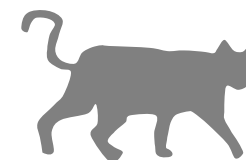
- ＞ 様々な分野で進む「**包括化**」→「**重層的**」

地域包括ケア、障害者、生活困窮、子育て...

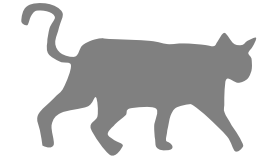
- 「権利擁護」を様々な制度の**共通の支援視点**として



最後に



- 住民の気持ちはすぐに変わらない＝制度や法律が根付くまでには時間がかかる
- 法律や計画を作る際に、このような現場の声を聞いていただけるのはありがたい
- 小規模自治体の実情も考慮して欲しい
市町村数：1,718市町村（うち、人口20万人以上112市町村、人口20万人未満自治体1,606市町村）－20万人未満自治体人口の平均値：68,970人、中央値：24,750人



資料

- ・社会福祉協議会の概要
- ・伊那市社会福祉協議会の概要
- ・上伊那成年後見センターの概要

社会福祉協議会とは

社会福祉法 第十章(地域福祉) 第三節(社会福祉協議会)

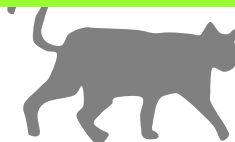


(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 二 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業





「市区町村社協経営指針」(令和2年7月改訂)

・市区町村社協の使命・経営理念

＜使命＞地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命とする。

・市区町村社協の事業

- ① 法人運営部門 ② 地域福祉活動推進部門
- ③ 福祉サービス利用支援部門 ④ 在宅福祉サービス部門

・市区町村社協の組織及び組織運営

＜組織＞ 評議員・理事・監事・会員・事務局・職員

＜財源＞【民間財源】会費、寄付金、共募配分金、基金財源 等
【公費財源】補助金収入、委託費収入 等
【事業収入財源】介護報酬、利用料収入 等



伊那市社会福祉協議会の概要

社協＝社会福祉の総合商社

設立： 平成18年10月1日

平成18年3月31日の伊那市、高遠町、長谷村の合併に伴い、同年10月1日に3市町村の社協が合併した。

活動基本目標： 住民参加と社会福祉団体その他の関係機関との協働による

「ふれあい、支えあい、助け合う、お互い様の地域づくり」

を目標とし、地域福祉の一層の推進を図ります。

経営理念： 職員一人ひとりが知恵と力を高め、共に生きる福祉のまちづくりに

貢献します(第3次経営基盤確立計画(2018～2020年度))

地域福祉活動計画(2019～2023年度)により、伊那市地域福祉計画と連携・協働



伊那市社会福祉協議会の概要

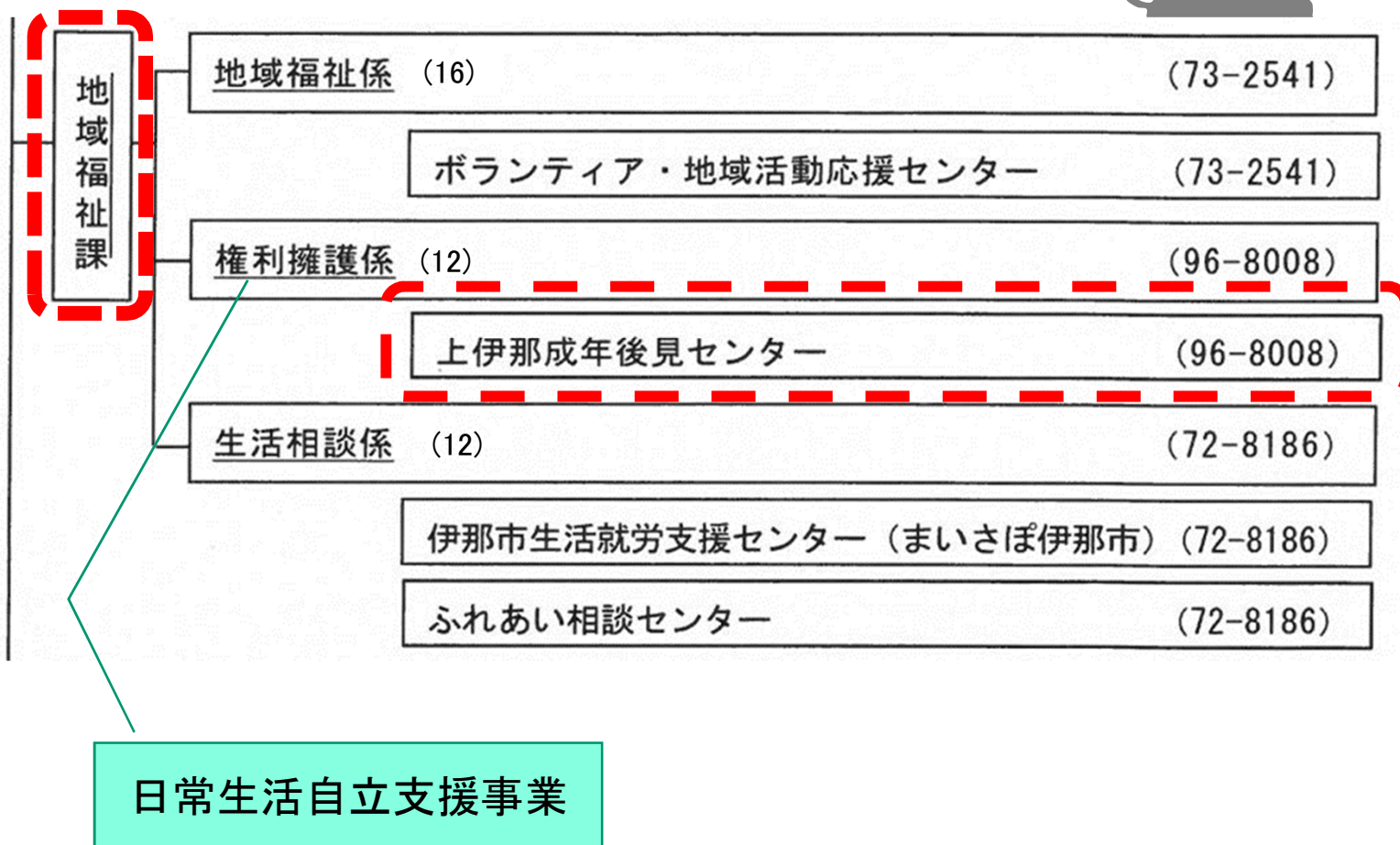


社会福祉協議会（通称「社協」）は、社会福祉法第109条に規定された社会福祉法人で、下記の目的に沿った事業に取り組んでいます。

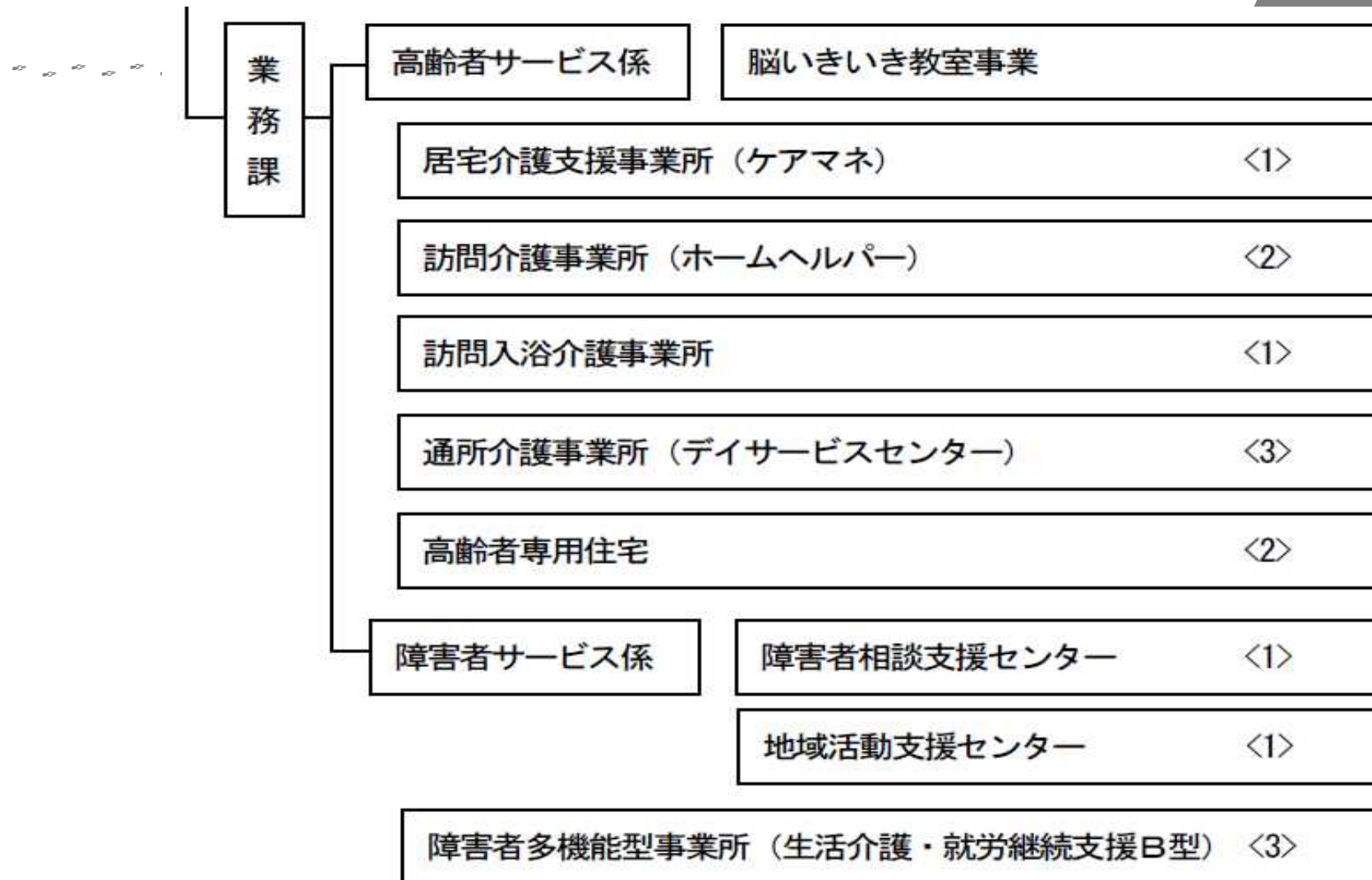
法律での設置の目的	伊那市社協の具体的な事業
①社会福祉に関する活動への住民参加のための援助	地域福祉推進事業、ボランティア・地域活動応援センター事業、生活支援体制整備事業 等
②社会福祉を目的とする事業の企画及び実施	介護保険事業・障害者総合支援法事業、生活困窮者自立支援法事業、ふれあい相談センター、日常生活自立支援事業、くらしの安心サービス、 上伊那成年後見センター 等
③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成	社会福祉大会、ふれあい広場、ふくし伊那の発行、福祉の日啓発事業、CATVきらきら☆ふくし、SNS 広報 等
④その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	生活福祉資金の貸付、赤い羽根共同募金（寄付マルシェ） 等



伊那市社会福祉協議会の概要



伊那市社会福祉協議会の概要



上伊那成年後見センターの概要



上伊那郡の地勢

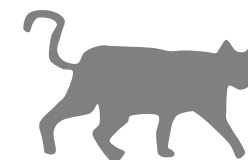
・長野県南信地方の伊那市を中心とした地域を指す名称
長野県を10地域に分けるときに用いられる

(面積1,348km²)

・伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村の8市町村。人口約18万人

上伊那成年後見センターの概要

郡内の市町村人口



市町村	人口(人)
伊那市	65, 487
駒ヶ根市	31, 691
辰野町	18, 394
箕輪町	24, 772
飯島町	9, 015
南箕輪村	15, 733
中川村	4, 547
宮田村	8, 583

令和3年7月1日現在

【参考：長野県の状況】

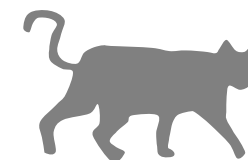
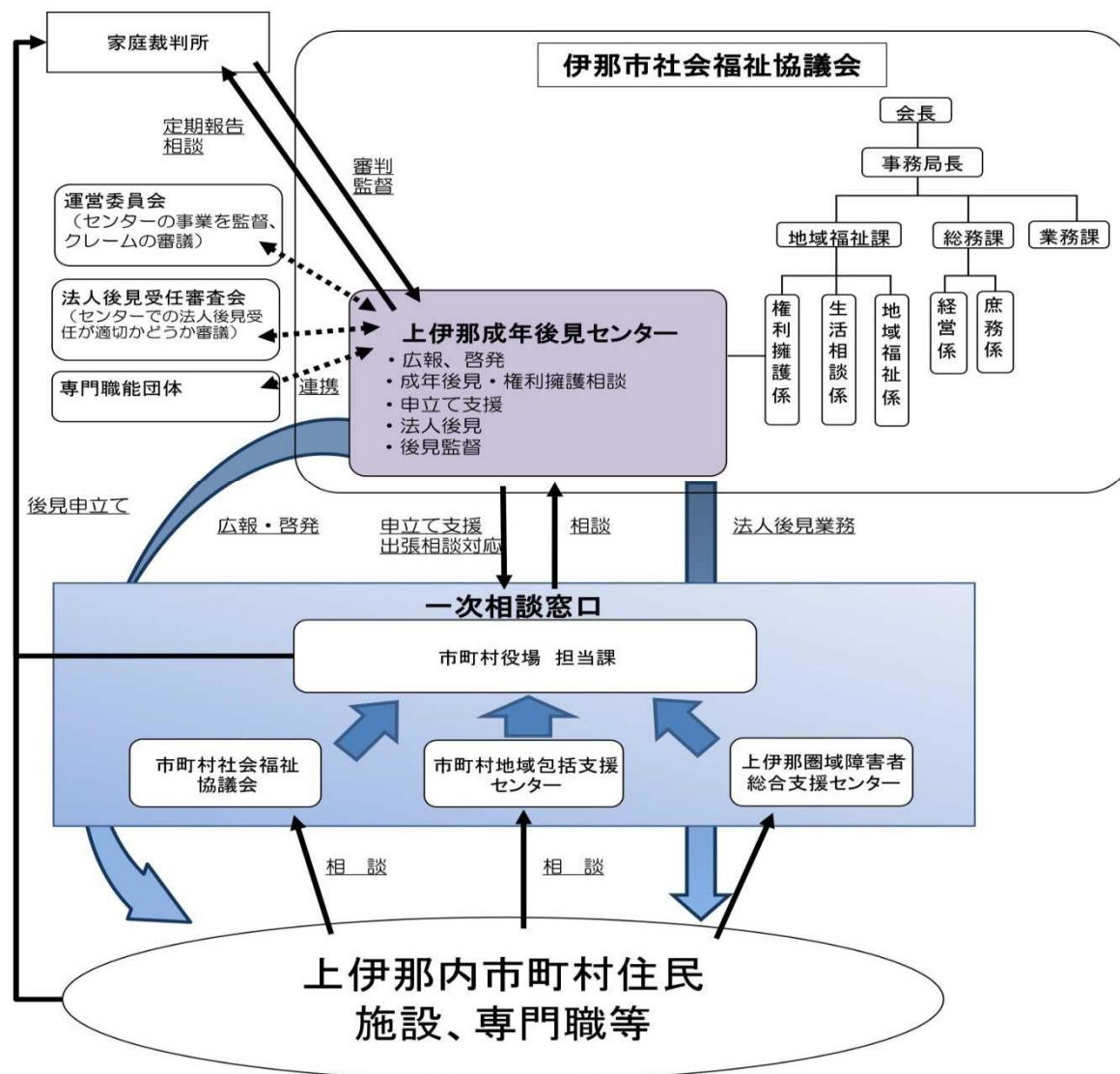
- ・平成の大合併でも、合併が進まず、現在77市町村
- ・77市町村のうち、約55%が人口10, 000人以下の町村
- ・人口1, 000人以下の村が5村

合 計

178,222人³²

上伊那成年後見センターの概要

上伊那成年後見センター組織図



・職員体制

所長(地域福祉課長兼務)

副所長1名

事業担当者3名

(すべて社会福祉士)

法人後見生活支援員5名

(週1日ずつ勤務)

・運営委員会

8市町村の担当課長と、
伊那市社会福祉協議会
事務局長で組織

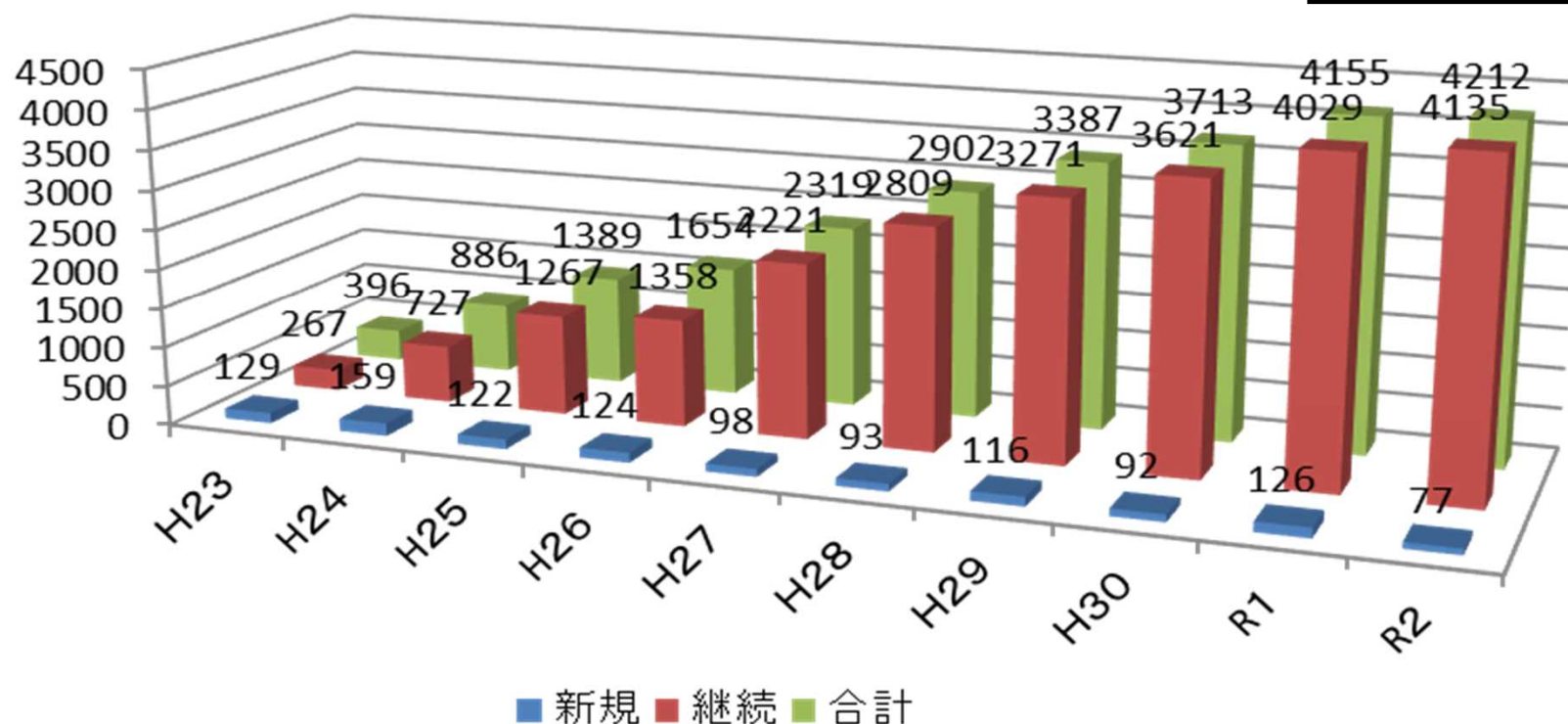
・法人後見受任審査会

専門職能団体(4団体)の
代表者と総務課長³で組織

上伊那成年後見センターの概要

上伊那成年後見センター利用件数

R3.3.31
現在

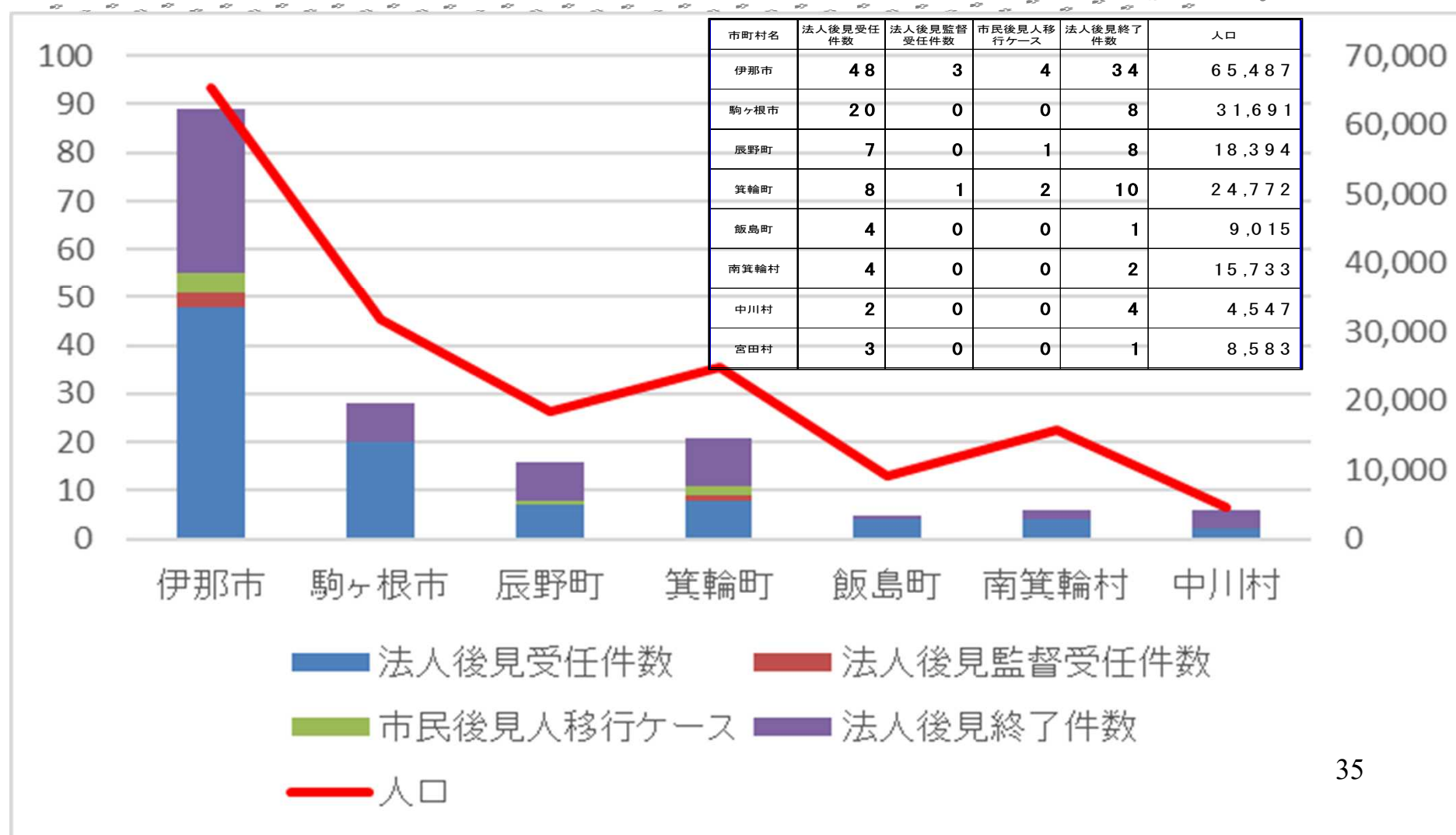


	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
■ 新規	129	159	122	124	98	93	116	92	126	77
■ 継続	267	727	1267	1358	2221	2809	3271	3621	4029	4135
■ 合計	396	886	1389	1654	2319	2902	3387	3713	4155	4212 ₃₄

上伊那成年後見センターの概要

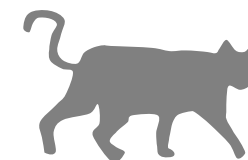
市町村別法人後見受任件数

R3.8.1
現在



上伊那成年後見センターの概要

法人後見受任ケース内訳



類型別

※うち首長申し立て57件

後見類型	保佐類型	補助類型	計
72	20	2	94

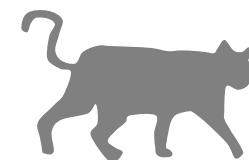
障害別

R3.8.1
現在(実数)

認知症	知的障害	精神障害	計
37	23	34	94
(40%)	(24%)	(36%)	



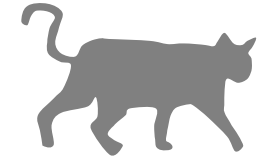
市町村社協の法人後見に おける特徴 1



- 日常生活自立支援事業との綿密な連携によるスムーズな移行が可能
- 多くの被後見人等が地域住民から孤立しているため孤立の解消支援（近所や友人、親族との関係性のつなぎ直し）
- 年齢の若い被後見人等への長期的対応
- 社協の幅広い関係者ネットワークによる対応（居場所、食料、物資、地域見守り）



市町村社協の法人後見に おける特徴 2



- 職員数自体が少ないため、様々な兼務が多く一つの事業に専念できない
- 社会福祉士等の有資格者が少ない法人も
- 在宅対象者は身上保護の範囲が広い(ゴミ出しルール、友人や近所とのつきあい、服の選び方、買い物の仕方、余暇の過ごし方、適切なサービス利用確認等...)

